

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 令和2年度第3次補正予算案、令和3年度予算案が閣議決定される …… 1
- ◆ 「新子育て安心プラン」が閣議決定される …… 4
- ◆ 保育所・認定こども園リーダートップセミナー  
（webセミナー）申込受付中 …… 5

## ◆令和2年度第3次補正予算案、令和3年度予算案が閣議決定される

令和2年12月15日に令和2年度第3次補正予算案が、12月21日に令和3年度予算案が閣議決定されました。

令和2年度第3次補正予算案では、第2次補正予算の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援の予算額不足分として、約64億円が計上されています（内閣府予算）。

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援		令和2年度3次補正 予算額：64億円
<p>（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）</p> <p><b>目的</b> 令和2年度第二次補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、予算額に不足が生じたため、不足分について措置するもの。</p>		
<p><b>事業内容</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援</p> <p>【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円                      【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者                      【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援</p> <p>【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円                      【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者                      【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 48%;"> <p>(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）</p> <p>【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円                      【実施者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者                      【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業                      ※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援</p> <p>【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円                      【実施者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市                      【対象施設等】 児童養護施設等</p> </div> </div> <p>※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）                      ※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設                      ※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）                      ※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター</p> <p>【実施主体】 都道府県 【補助割合】 10/10</p>		

また、厚生労働省の第3次補正予算案の「保育環境改善等事業」として、第1次、第2次補正予算に加え、かかり増し経費への支援が行われます（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金））。

かかり増し経費の具体的な内容については、「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など」とされ、「法人（施設）の給与規程等に基づき支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金」とされています。

補助基準額は、1施設当たり

- (1) 定員 19 人以下 30 万円以内
- (2) 定員 20 人以上 59 人以下 40 万円以内
- (3) 定員 60 人以上 50 万円以内
- (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 30 万円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

補助割合は、国 1/2、市区町村等 1/2 となっています。

厚生労働省									
<b>保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)</b>									
(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算案：117億円)									
<b>【概要】</b>	保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。								
<b>【実施主体】</b>	都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者								
<b>【事業内容】</b>	<p>①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（「かかり増し経費」の具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金</li> <li>※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。</li> <li>○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援</li> <li>※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど</li> </ul> </div> <p>②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入</p>								
<b>【対象施設等】</b>	保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設								
<b>【補助基準額】</b>	<p>①及び②の合計 1施設当たり</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 定員※ 19人以下</td> <td style="text-align: right;">300千円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 定員※ 20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">400千円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 定員※ 60人以上</td> <td style="text-align: right;">500千円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業</td> <td style="text-align: right;">300千円以内</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数</p>	(1) 定員※ 19人以下	300千円以内	(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内	(3) 定員※ 60人以上	500千円以内	(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内
(1) 定員※ 19人以下	300千円以内								
(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内								
(3) 定員※ 60人以上	500千円以内								
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内								
<b>【補助割合】</b>	国：1/2、市区町村等：1/2								

28

内閣府の第3次補正予算案の新型コロナウイルス感染症対策については、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業などに、下記のとおりかかり増し経費等が盛り込まれています（子ども・子育て支援交付金）。

補助基準額は、延長保育事業は事業を実施する保育所等の補助基準額の1/2の額以内、一時預かり事業、病児保育事業は、1か所等当たり30万円以内となっています。

補助割合は、国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3 です。

## 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(子ども・子育て支援交付金)

### 【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

### 【実施主体】 市区町村

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）  
②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 【補助基準額（案）】 ①と②の合計

- (1) 1支援の単位あたり  
利用定員19人以下 300千円以内      利用定員20人以上59人以下 400千円以内  
利用定員60人以上 500千円以内
- (3) 事業を実施する保育所等の補助基準額の1/2の額以内
- (2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内
- ※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

施設の ICT 化については、「保育所等における ICT 化推進等事業」が盛り込まれました。保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係る ICT 等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の導入にかかる費用の一部を補助することとされています。

補助基準額は、1施設当たり 100 万円、翻訳機等の購入は 1施設当たり 15 万円とされ、補助割合は、国 1/2、市区町村 1/4、事業者 1/4 です。

## 保育所等における ICT 化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正（案）：14億円)

### 【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係る ICT 等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。  
(2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。  
(3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等の ICT 化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。  
(4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。  
(5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

### 【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】 (1) 業務の ICT 化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円      翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円  
(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円  
(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステム導入  
① 1自治体当たり 8,000千円      ② 1施設当たり 1,000千円  
(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円  
(5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化 総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の実験者数の割合に応じて、それぞれ設定

### 【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4  
(3) ①国：1/2、市区町村：1/2    ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2  
\* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。  
(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2  
(5) 国：1/2、都道府県：1/2

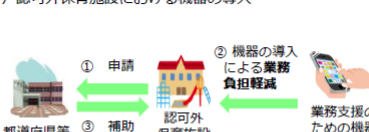
#### (1)業務のICT化等を行うためのシステム導入



#### 【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録  
・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
- 登降園管理  
・手作業で行っていた子どもの出入状況の集計や延長保育料金の計算について、タブレット等の機器の導入により、登園・降園時等にシステムで管理され、出入状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

#### (2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育所等整備交付金については、令和2年度第3次補正予算案と令和3年度予算案において引き続き待機児童解消等のために盛り込まれています。新子育て安心プランに参加する等の市区町村の補助割合は令和2年度に引き続き低減されます。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業については、下記のとおり見直しが行われます。

**保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】**

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

**【事業内容】**  
保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

**【実施主体】** 新子育て安心プランに参加する市区町村

**【対象者】** 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士  
 ※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内  
 ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内  
 ※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

<見直しの考え方等>

**【現行】** 採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士  
 ※以下の場合は、5年以内の常勤の保育士  
 ○直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村  
 ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内

**【見直しの考え方】** ・対象者の年数の予見可能性を高めることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。  
 ・事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、段階的な見直しを図る。

**【補助基準額】**  
月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

**【補助割合】** 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

36

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

75「保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援等（第三次補正予算案）」（令和2年12月15日）

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育対策関係予算の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123466.html>

## ◆「新子育て安心プラン」が閣議決定される

令和2年12月21日、「新子育て安心プラン」が閣議決定されました。

待機児童の解消をめざし、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めることとされ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱としています。

「①地域の特性に応じた支援」の中に「人口減少地域の保育の在り方の検討」があげら

れていますが、本会は令和3年1月から国の調査研究事業の研究会に参画する予定です。保育施策検討特別委員会を中心に、課題の整理を行っており、引き続き議論を進める予定です。

また、令和3年度予算案の厚生労働省社会・援護局予算案において、社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成が延長されることが盛り込まれています。

## 新子育て安心プランの概要

○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82%(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度末
待機児童解消加速化プラン (目標：5年間で約50万人)	子育て安心プラン (目標：3年間で約32万人)	<b>新子育て安心プラン</b> (目標：4年間で約14万人)	

○ **新子育て安心プランにおける支援のポイント**

① **地域の特性に応じた支援**

○ **保育ニーズが増加している地域への支援**  
(例)  
・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ **マッチングの促進が必要な地域への支援**  
(例)  
・**保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**  
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)  
・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充  
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ **人口減少地域の保育の在り方の検討**

② **魅力向上を通じた保育士の確保**

(例)  
・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)  
・**短時間勤務の保育士の活躍促進**  
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)  
・**保育士・保育所支援センターの機能強化**  
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ **地域のあらゆる子育て資源の活用**

(例)  
・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)  
・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする))の**推進**  
・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】  
・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)  
・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**  
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

■厚生労働省トップページ > 報道発表資料 > 2020年12月 > 「新子育て安心プラン」の公表について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000202678\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000202678_00005.html)  
「新子育て安心プラン」の公表について

## ◆保育所・認定こども園リーダートップセミナー (webセミナー) 申込受付中

本会では、標記セミナーをwebセミナーにて開催いたします。動画を公開する期間は、令和3年2月1日から15日の2週間です。

全国保育協議会  
保育所・認定こども園リーダートップセミナー

詳細は、全国保育協議会ホームページ「保育所・認定こども園リーダートップセミナー」開催要項をご参照ください。  
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/leader2020/youkou.pdf>

## 1. プログラム

Web上に各講義等の動画をアップロードいたしますので、PC・タブレット等で視聴してご受講いただきます。

(動画公開期間：令和3年2月1日～15日、期間外には視聴できません。)

(1) あいさつ「開会にあたって」全国保育協議会 会長 万田 康

(2) 行政説明「令和3年度保育関係予算と制度の動向」

厚生労働省 子ども家庭局 保育課

保育施策にかかわる令和3年度予算の概要や保育にかかわる制度の動向、保育所等におけるコロナ対応について解説していただきます。

(3) 基調報告「全保協の活動について」全国保育協議会 副会長 森田信司

(4) 特別講演「ピンチの時こそ保育の見直しを！」

一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事

白梅学園大学 元学長・名誉教授 汐見稔幸 氏

新型コロナウイルス感染症の影響や感染状況等に対応すべく変容した保育を受け止めつつ、保育現場のリーダーとして、コロナ禍において保育はどうあるべきかを振り返り、今後の新しい保育を続けていくうえでの保育所等の役割とリーダーのあり方を学びます。

(5) 講義「コロナ禍の保育を考える」

玉川大学 教育学部 教授 大豆生田啓友 氏

コロナ禍のなかで保育を行ううえで様々な制限が生じていることを理解しつつ、保育の取り組み方の変化に柔軟に対応し保育の質を担保するために、リーダーとして保育士等のモチベーションを維持させるためのはたらきかけも重要です。

コロナ禍での子どもの心身の変化や保育者のストレスはどのようなものなのかを理解したうえで、保育の質を保つための取り組みがどのようなものかを考え、実践につなげるための学びを得ます。

2. 主催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会

3. 参加対象者 所長・園長、または準ずる方（主任保育士・主幹保育教諭等）

4. 申込方法 下記URLからお申込みください。

名鉄観光サービス(株)MICEセンター

<https://www.mwt-mice.com/events/zenhokyo2101>

5. 参加申込締切 令和3年1月20日（水）

1メールアドレスにつき1名の申し込みとしてください。

6. 動画公開期間 令和3年2月1日（月）～2月15日（月）（2週間）

7. 参加費 会員：8,000円 非会員：13,000円（1メールアドレスあたり）

8. お問い合わせ 全国保育協議会事務局 [zenhokyo@shakyo.or.jp](mailto:zenhokyo@shakyo.or.jp)